

令和6年度 相模原市大規模事業評価の実施に関する方針について

令和7年2月19日

相模原市大規模事業評価実施要綱第5条の規定に基づく実施方針は、次のとおりです。

1 評価の対象

- (1) 事業名：光が丘地区学校跡施設（青葉小学校）利活用事業
- (2) 事業所管局：こども・若者未来局
- (3) 事業概要：令和7年3月に閉校する市立青葉小学校の跡地を有効活用し、療育センター陽光園（障害者更生相談所の移転を含む）、陽光台保育園、光が丘公民館、青葉児童館を移転し、それらの機能を複合施設として再編する。

2 評価の時期（予定）

- (1) 自己評価調書作成：令和7年2月
- (2) 局内評価会議：令和7年2月
- (3) 市民意見聴取：令和7年3月1日～3月31日
- (4) 対応方針の決定：令和7年4月
- (5) 対応方針の公表：令和7年4月

3 評価の視点（案）

(1) 事業の必要性	<ul style="list-style-type: none">・公共が担う必要性はあるか・市が実施する必要性はあるか
(2) 事業の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・整備手法は妥当か・事業規模は妥当か・整備場所は妥当か
(3) 事業の優先性	<ul style="list-style-type: none">・事業着手時期は適切か
(4) 事業の有効性	<ul style="list-style-type: none">・課題解決のための最も有効な手段か
(5) 事業の経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none">・費用及びその内訳は適切か
(6) 環境・景観への配慮	<ul style="list-style-type: none">・周辺環境・景観との調和に配慮した検討がされているか・事業実施により、周辺環境・景観に及ぼす影響を想定し、当該影響を低減/回避するための工夫がされているか

4 評価の方法

- (1) 大規模事業評価自己評価調書の作成及び局内評価を実施します。
- (2) 局内評価結果について公表し、市民の意見を聴きます。
- (3) 事業の対応方針を定め、公表します。

5 公表

- (1) 公表の内容：大規模事業評価自己評価調書、市民意見、対応方針
- (2) 公表の方法：相模原市ホームページにて適時公表します。

以上

【問合せ】

大規模事業評価に関すること

市長公室 経営監理課

042(769)9240

keieikanri@city.sagamihara.kanagawa.jp

大規模事業評価対象事業に関すること

こども・若者未来局 こども・若者政策課

042(769)8315

kw-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp